

滋賀労働局発表
 平成28年4月27日(水)

担当
 滋賀労働局 雇用環境・均等室
 雇用環境改善・均等推進監理官
 岩崎 康司
 室長補佐 山本 久恵
 指導係長 東野 至圭夫
 TEL: 077-523-1190

女性活躍推進法(※) 行動計画届出率 **92.3%**

— 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届 —

※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」

滋賀労働局(局長 大山 剛二)は、平成28年4月25日までの女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定した旨の届出の件数を取りまとめました。

■ 滋賀県内の一般事業主行動計画策定届の届出企業数

301人以上企業			300人以下企業
(1) 企業数	(2) 行動計画届出企業数	(3) 届出率 ((2) / (1))	(4) 行動計画届出企業数
104社	96社	92.3%	3社

(参考) 平成28年4月1日時点 105社中、88社(届出率:83.8%)

■ 女性活躍推進法で求められる取組

常用労働者301人以上の大企業は、

- ① 女性の活躍状況の把握及び課題分析
- ② 行動計画の策定、従業員周知、届出及び公表
- ③ 女性の活躍に関する情報公表

が新たに義務付けられています。

(なお、労働者300人以下の企業は努力義務とされています。)

女性活躍推進の取組が優良な事業主を認定します



認定マーク

「えるぼし」

■ 滋賀労働局における今後の取組

本結果を踏まえ、滋賀労働局では、今後、常用労働者 301 人以上の大企業のうち、一般事業主行動計画の策定及び届出が行われていない企業に対し、個別に、強力に働きかける「ローラー大作戦」を実施し、女性活躍推進法の着実な履行確保を図っていきます。

<資料>

平成 28 年 4 月 1 日より「女性活躍推進法」が施行されました！